

京都市告示第 386 号

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の舗装に係る基準を次のように定めます。

平成19年2月28日

京都市長 榊本 頼 兼

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の舗装に係る基準

第1 京都市道路の位置の指定に関する規則第5条に規定するコンクリート及びアスファルト・コンクリートによる舗装の技術的基準は、次のとおりとする。

舗装の標準的な形状は、コンクリート舗装にあつては第1図のとおりとし、アスファルト・コンクリート舗装にあつては第2図のとおりとし、寸法は図示の寸法以上とし、使用材料は図示のもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

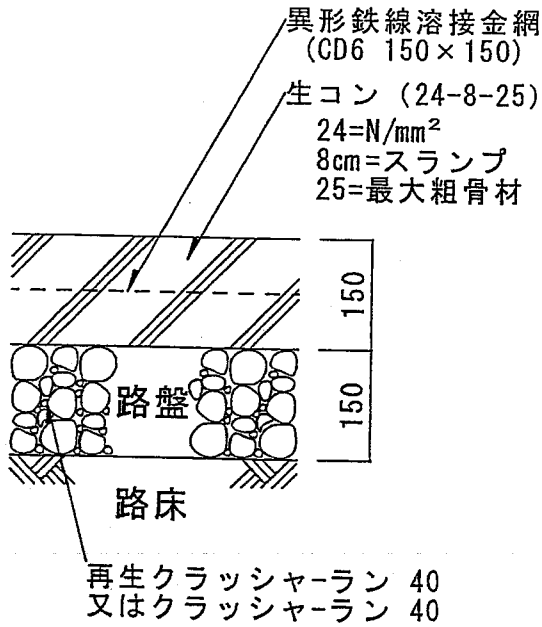
第2 市長は、道がインターロッキングブロック又は石畳で舗装されている場合で、次に掲げる技術的基準に適合するときは、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第4条第7号ただし書の規定に基づき道の機能の維持に支障がないと認めるものとする。

舗装の標準的な形状は、インターロッキングブロック舗装にあつては第3図のとおりとし、石畳舗装にあつては第4図のとおりとし、寸法は図示の寸法以上とし、使用材料は図示のもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

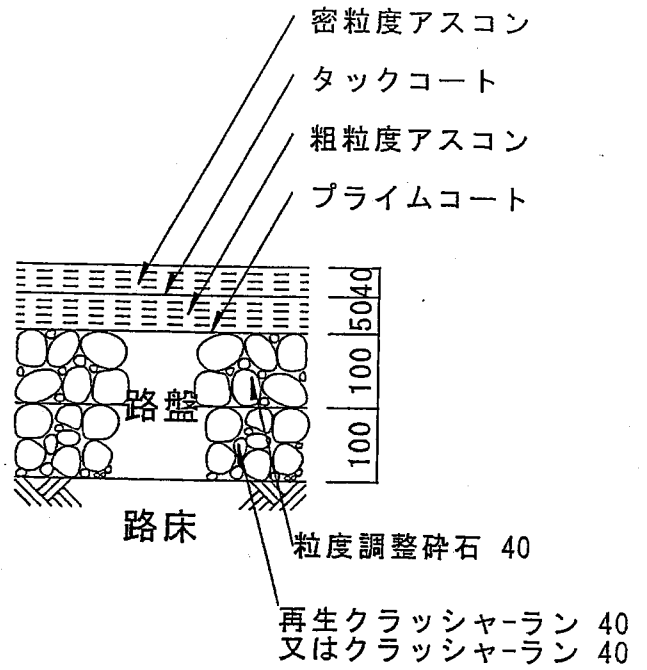
附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

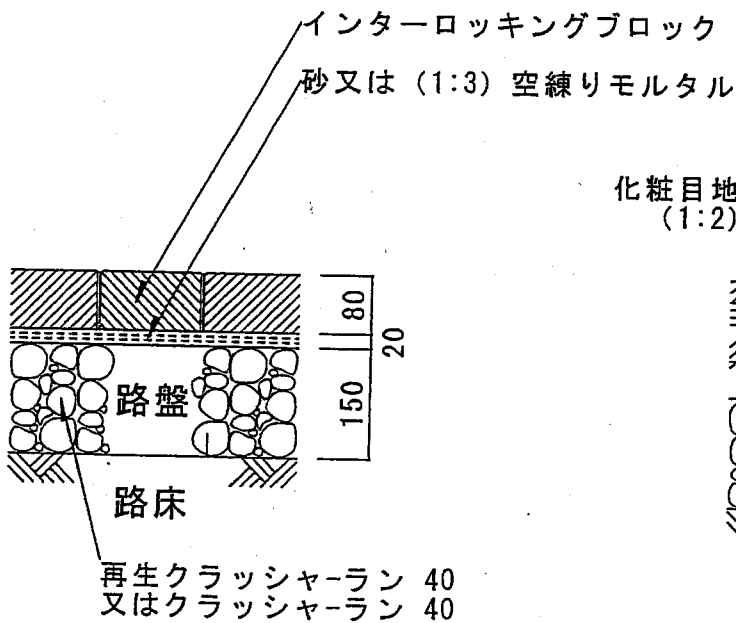
第1図 コンクリート舗装



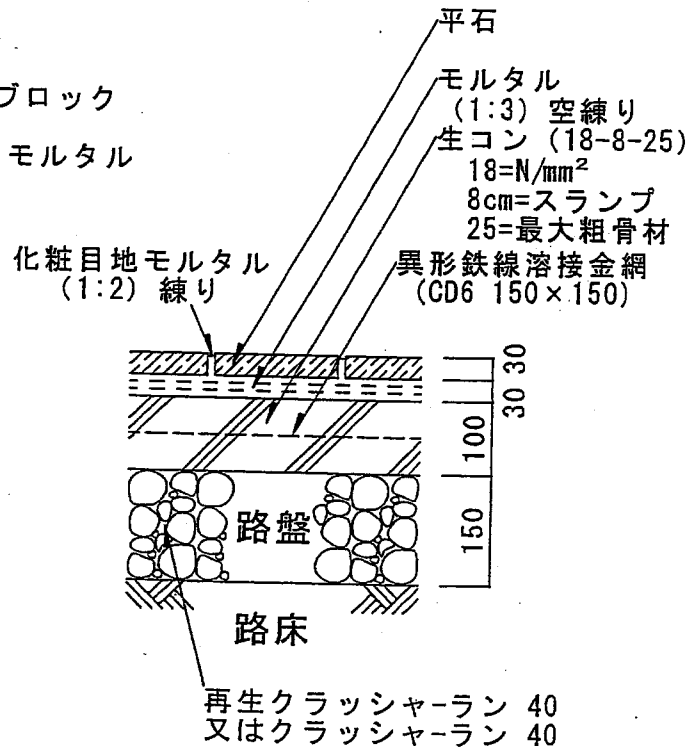
第2図 アスファルト・コンクリート舗装



第3図 インターロッキングブロック舗装



第4図 石畳舗装



備考 記載のない数字の単位はミリメートルとする。